

第 22 回 一般社団法人 日本矯正歯科協会 (JIO) 定時総会議事録

1. [開催日時] 令和 5 年 6 月 25 日 (日) 12:05~12:45
2. [開催場所] アルカディア市ヶ谷 私学会館 4F 飛鳥
〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-25
TEL: (03) 3261-9921 FAX: (03) 3261-7760
3. [総会式次第]
 - 1) 開会宣言 司会 秋山専務理事
 - 2) 会長挨拶 会長 和島武毅
 - 3) 議長挨拶 議長 和島武毅
 - ・ 総会監査役および書記の選定
 - 4) 議案
 - 第 1 号議案 令和 4 年度 事業報告承認の件
 - 第 2 号議案 令和 4 年度 収支決算報告承認の件
 - 第 3 号議案 定款変更の件
 - ・ 定款第 34 条 (理事の親族制限) 削除項目の記載
 - ・ 定款第 63 条 (残余財産の処分) 非営利型一般社団法人など加筆
 - 第 4 号議案 追加理事の選任の件 稲見佳大、廣島邦泰
 - 第 5 号議案 日本矯正歯科専門医機関分担金拋出の件
 - 5) 報告事項
 - ・ 庶務報告
 - ・ 日本歯科専門医機構専門医制度進捗状況について
 - ・ 日本歯科矯正専門医機構 (JBO) の解散に伴う JIO への資産の返還について
 - ・ 令和 4 年度厚生労働省受託事業「歯科医療の専門性に関する協議・検証等一式」に係る原稿依頼執筆について
 - 6) 協議事項
 - ・ 今後の JIO 活動方針 (今後の JIO の在り方、審査等) について
 - 7) その他
 - 8) 閉会

4. [議事の経過]

司会の秋山専務理事が第 22 回 JIO 総会の開会を宣言し、定款に従い和島会長が議長を務め、総会監査役に山田秀樹先生と藤田俊哉先生、議事録作成人は青砥が指名された。

5. [議案について]

議長より JIO 定款第 28 条総会 (開催) に基づき開催され、総議決権数 2690 票の過半数 1345 票以上の 1915 票であり、内閣府のガイドラインにも定められているオンラインでの本総会は成立していると報告された後、議案の審議に移った。

第 1 号議案 令和 4 年度 事業報告承認の件

妹尾理事より資料に基づき JIO 学術雑誌第 20 号、1,200 部発行 (発行日: 2022 年 8 月 31 日) の報告があった。

その後、第 1 号議案については総議決権数 2690 のうち可決議決権数過半数 1346 を超える 1915 の賛成票がある上、出席者多数の賛成により承認された。

第2号議案 令和4年度 収支決算報告承認の件

桜田理事より資料にもとづき収支決算報告があった。

夕田常務監事より収支決算報告書について監査した結果、妥当かつ正確であることを認める監査報告があった。

その後、第2号議案については総議決権数2690のうち可決議決権数過半数1346を超える1915の賛成票がある上、出席者多数の賛成により承認された。

第3号議案 定款変更の件

- ・定款第34条（理事の親族制限）削除項目の記載
- ・定款第63条（残余財産の処分）非営利型一般社団法人など加筆

夕田常務監事より、定款第34条（理事の親族制限）削除項目の再記載であるが、削除することに反対した記憶はある。非営利型一般社団法人の形式的な状況を定款に記載する必要があり、削除項目を再記載する。

定款第63条（残余財産の処分）は「この法人と類似の事業を目的とする非営利型一般社団法人」を加筆している。残余財産の処分する際にこの法人と類似の事業を目的とする非営利型法人の一般社団法人および財団法人と明記した方が問題が起きないと判断したため加筆している。JIOが日本歯科矯正専門医学会（以下、JSOと略す）を吸収合併し、資産の移転を非課税で行なった。しかしながら、JIOと同様な非営利型一般社団法人が解散する場合は、資産の移転を所得として課税されることなく資産を同様な団体に帰属させるため、定款に加筆する必要があることをJIO議案書に記載していると説明があった。

その後、第3号議案については総議決権数2690のうち可決議決権3分の2の1794を超える1834の賛成票がある上、出席者多数の賛成により承認された。

第4号議案 追加理事の選任の件 稲見佳大、廣島邦泰

和島会長より、JIO議案書に記載している理事の選任を上程する説明があった。

その後、第4号議案については総議決権数2690のうち可決議決権数過半数1346を超える1915の賛成票がある上、出席者多数の賛成により承認された。

第5号議案 日本矯正歯科専門医機関分担金拋出の件

和島会長より、JIO議案書に記載している内容と資料に基づき説明があった。

夕田常務監事より、本議案を上程したことを全理事が賛成しているわけではないことを理解してほしいとの発言があった。コロナで延期した際に発生した前回の負担金100万円を最初は仮払いで処理していた。私は知らなかったため、決算書から使用目的を尋ねて初めて負担金であることを知った。次回の第21回総会で議案として上程し承認を得ているが、このように意見交換会に出席している人たちだけで判断して負担金を仮払いする処理の仕方を私は理解できない。

今回のJIO分担金約260万円の根拠について、令和5年2月の理事会の時に日本矯正歯科専門医機関（以下、機関と略す）の決算書の提出を求めて、提出されたものが資料Cである。

今回の決算時にJIO現金預金に約780万円（令和5年3月31日）あるが、内訳はJBOからの返還金は約150万円、JSO吸収合併による資産の移転金約320万円であり、実際JIO現金預金に約300万円ある。分担金約260万円と事務費（4、5、6月分）を支払うとJIO現金預金はなくなる。

意見交換会へ出席した深町監事が機関の資金の流れについて会員へ十分に説明する必要がある。それは監事としての職務である。今回の機関分担金拋出の件についても推し進めていること自体が理解できない。

機関の2019年度の収支決算報告書では、収入が約1,600万円、事務委託費は約350万円である。他の経費を差し引いて約1,000万円の利益が発生している。任意団体で利益があるのに申告していない。

2020年度の収支決算報告書では、公益法人日本矯正歯科学会（以下、日矯と略す）からの分担金は200万円、NPO法人日本成人矯正歯科学会とJIOからの分担金は各100万円、日矯からの仮受金（借入金）は2,000万円、事務委託費は約620万円である。

2021、2022年度は全く活動していないにも関わらず、事務委託費が合計約1,240万円（約620万円×2年分）で、お金がなく活動もしていないにも関わらず、一般社団法人口腔保健協会へ事務委託費を支払い続けていたことを理解できないし、この事務委託費を返還請求すべきです。2022年度までに機関の日矯からの仮受金（借入金）は合計3,000万円あり、事務委託費として約2,300万円使用している。つまり日矯からの仮受金は大部分が事務委託費に使われている。日矯からの仮受金から高額な事務委託費を一般社団法人口腔保健協会へ支払うことは理解できない。このように事務委託費に支払われていることに問題がある。

2021、2022年度は事業をほとんどしていないのに、約1,240万円の事務委託費が発生している。2019、2020年度も合計約1,000万円の事務委託費が発生している。高額な事務委託費は問題があり、この一般社団法人に利益を供与していることになると考えている。

専門医制度事業は、2019年度が約120万円、2020年度が約2,300万円、印刷費や通信費、HP管理費を含めて約2,600万円を事業経費としている。

このような決算報告書で、JIOからの約260万円の拠出を承認してほしいということには理解できない。また、任意団体（機関）で1,000万円の利益があるのに申告していない、その一方で公益法人日矯から3,000万円を仮受（借入）している。

これらのことをしっかり精査し問題解決してから必要な費用を確認し、その拠出を会員へ求めるべきである。

実際のJIO現金預金は約300万円もないし、運営できなくなる。最初は100万円も仮払し支出したのは、問題があるので翌年総会で承認を得るようにした。

当方が要求するまで、機関の資産の流れや決算書を見たことはなかった。意見交換会の出席者だけで解散してお金が不足しているから払ってくださいでは成り立たない。統一試験の受験者は会員ではないとし、意見交換会への出席者だけで機関は解散をしている。そのような状態で拠出金を要求する前に、このようなケースの対応の仕方を国税庁などの話を聞いてから会員へ説明していただきたい。このまま押し通すことは問題がある。日矯の専門医になるか、ならないかは別にして考えていただきたい。残り少ないJIO現金預金から約260万円の拠出は難しいと思う。

和島会長より、年ごとの事務委託費が高額であり負担になっていたことは知っていたが、毎月意見交換会へ出席し、早く対応できるようにするために、機関を継続させたことが結果的にこのような状況になり会員へご迷惑をかけてしまったとの意見があった。

夕田常務監事より、一般社団法人口腔保健協会へ事務委託費の返還請求をすることが、意見交換会へ参加した人の義務だと思っている。このように杜撰な会計をしているところは専門医の認定業務を委託すると問題が起こるので信用できないと思う。

その後、第5号議案については総議決権数2690のうち可決議決権数過半数1346を超える1774の賛成票がある上、出席者多数の賛成により承認された。

夕田常務監事より、事前説明が不足しているので、会員が十分に内容を理解していない状況にある。その上で決議して過半数に達したから、議案が承認されたと判断することを納得できない。理事に反対者がいるのだから、再度理事会で協議すべきである。

JIO の現金預金は約 300 万円しかない。その中から分担金約 260 万円が支払われ、分担金が利益供与に相当する場合は、JIO は一般社団法人（普通法人）として取り扱われ、法人税を払う必要がある。税法上違反するわけにはいかない。

会費の値上げをしないと JIO は運営できない。そのために一致団結し、会員の協力が必要である。現状は反対者がいるが多数だから強行しようとしているようにしか見えない。JIO が分裂しないためにどのようにすべきか会長が考える必要がある。との意見があった。

6. [報告事項]

・ 庶務報告

秋山専務理事より、2023 年 6 月 15 日現在での会員数は 1)2)正会員 87 名、3~7)正会員 900 名、合計 987 名であることが報告された。

・ 日本歯科専門医機構との意見交換会進捗状況について

和島会長より、先程の講演の中で説明したので詳細は割愛するが、今月はじめに様式を 5 4 点追加修正し、日矯が日本歯科専門医機構（以下、機構と略す）の専門医申請学会評価認定委員会に最終資料を提出したと報告を受けた。また具体的な内容が明らかになり次第報告するとの説明があった。

・ 日本歯科矯正専門医機構（JBO）の解散に伴う JIO への資産の返還について

梶田理事より、JBO（特定非営利活動法人）が解散を前提として、JBO の残余財産を理事会の決議で JIO へ寄付すると報告があったが、JBO が解散を前提として残余財産を処分（寄付）することは違法行為のため、寄付を受けた JIO も返還義務が生じる。また、解散を前提としない場合の JBO の資産を処分（寄付）する場合、資産は会員の総有のため、総会の決議が必要である。

なお、下記の理由で JBO の資産を専門医認定事業の委託元の JIO へ返還（帰属）することになったと説明があった。

理由としては、JBO の解散に伴い、JIO の委託事業の専門医認定事業は廃止になった。

JIO が直轄事業として JBO の認定事業を引き継ぐため、JBO 会員の年会費・専門医認定登録料・専門医更新料や認定事業の助成金の残金など対価性を有する資産は、受託側の JBO ではなく、認定事業に対して助成金を支払った委託側の JIO に帰属することになる。

これらのことから、助成金の支出元で認定事業を引き継ぐ JIO へ JBO の資産を返還（移転）することにした。

・ 令和 4 年度厚生労働省受託事業「歯科医療の専門性に関する協議・検証等一式」に係る原稿依頼執筆について

和島会長より、令和 4 年度厚生労働省受託事業の原稿を機構から依頼され、一部執筆した。執筆手当（15,966 円）は JIO 事務局に寄付した。報告書詳細については議案書のリンクからご覧いただきたいとの説明があった。

7. 協議事項]

・ 今後の JIO 活動方針について

和島会長より、今後の JIO の活動方針は、先程の講演の中で説明したが JIO 学術大会の現地開催、JIO 学術雑誌、JIO 認定歯科矯正医の更新事業、JIO 関連規則の検討、ホームページのアップデート作業など関連団体 JSO、JBO の事業継承を行いたい。また、会員の負担を軽減し効率化していきたい。そのためにも引き続きご理解とご協力をお願いしたいとの発言があった。

8. [その他]

9. [閉会宣言]

議長は以上をもって閉会を宣言した。

令和5年7月12日
押印省略

議長・会長	和島 武毅
副会長	宮下 勝志
副会長	桜田 明宏
出席理事	秋山 真人
出席理事	有松 稔晃
出席理事	川端喜美子
出席理事	今 政宏
出席理事	澤田 美穂
出席理事	妹尾 葉子
出席理事	梶田 邦裕
出席理事	濱崎広二郎
出席理事	樋口 育伸
出席理事	星 隆夫
出席理事	松田 充博
出席理事	山口 賢
出席理事	青砥 聖二
出席監事	夕田 勉